

1 競技許可証・公認審判員許可証に係る特例措置：

対象	特例措置	特例措置期間
国内Bから国内Aへの申請	JAFスポーツ資格登録規定第3条1に定める「Aライセンス講習会受講前 <b>24ヵ月以内</b> に次のa.～c.のいずれかの実績を有し、同講習会を受講し、合格した者。」については、「Aライセンス講習会受講前 <b>36ヵ月以内</b> に次のa.～c.のいずれかの実績を有し、同講習会を受講し、合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	2021年12月末日までの間 適用：2020年ライセンスおよび2021年ライセンス
国内Aから国際Rへの申請	JAFスポーツ資格登録規定第3条2に定める「国内Aの所持者で、申請前 <b>24ヵ月以内</b> にラリーおよびスピード競技（いずれも日本選手権競技会に限る）に <b>6回以上</b> の競技会出場実績がある者。」については、「国内Aの所持者で、申請前 <b>36ヵ月以内</b> にラリーおよびスピード競技（いずれも日本選手権競技会に限る）に <b>4回以上</b> の競技会出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。	
国内A、限定Aまたは国際Rから国際Cへの申請	JAFスポーツ資格登録規定第3条3に定める「国内A、限定Aまたは国際Rの所持者で、申請前 <b>24ヵ月以内</b> にJAFの公認レースに少なくとも <b>5回以上</b> の競技出場実績がある者。」については、「国内A、限定Aまたは国際Rの所持者で、申請前 <b>36ヵ月以内</b> にJAFの公認レースに少なくとも <b>3回以上</b> の競技出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。	
国内A、限定A、国際R、または国際Cから国際Bへの申請	JAFスポーツ資格登録規定第3条4に定める「国内A、限定A、国際R、または国際Cの所持者で、申請前 <b>24ヵ月以内</b> に次の1)または2)のいずれかを満たした者。」については、「国内A、限定A、国際R、または国際Cの所持者で、申請前 <b>36ヵ月以内</b> に次の1)または2)のいずれかを満たした者。」とする措置を適用させていただきます。 1) 「JAFの公認レースにおいて <b>10回以上</b> の競技会出場実績がある者。」については、「JAFの公認レースにおいて <b>6回以上</b> の競技会出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。 2) 「JAFの日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに <b>7回以上</b> の競技会出場実績がある者。」については、「JAFの日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに <b>4回以上</b> の競技会出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。	
国際Bの更新申請－1	FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章第4条4.4)に定める「当該ライセンスの有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」については、「当該ライセンスの <b>前年度内または有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。</b> 」とする措置を適用させていただきます。	

国際Bの更新申請－2	<p>F I A 国際ドライバーライセンス規定の補足事項の J A F の取り扱い「1) 国際Bライセンス更新の場合：国際Bライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前の<b>24ヵ月以内</b>に取得条件を満たしている者は更新を認める。」については、「1) 国際Bライセンス更新の場合：国際Bライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前の<b>36ヵ月以内</b>に次の1) または2) のいずれかを満たした者。」とする措置を適用させていただきます。</p> <p>1) 「J A F の公認レースにおいて<b>10回以上</b>の競技会出場実績がある者。」については、「J A F の公認レースにおいて<b>6回以上</b>の競技会出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。</p> <p>2) 「J A F の日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに<b>7回以上</b>の競技会出場実績がある者。」については、「J A F の日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに<b>4回以上</b>の競技会出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。</p>
国際Aの更新申請－1	<p>F I A 国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章第4条4. 4) に定める「当該ライセンスの有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」については、「当該ライセンスの<b>前年度内または</b>有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」とする措置を適用させていただきます。</p>
国際Aの更新申請（降格）－2	<p>F I A 国際ドライバーライセンス規定の補足事項の J A F の取り扱い「1) 国際Aライセンス更新の場合：国際Aライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前<b>24ヵ月以内</b>に国際Bの取得条件を満たしている者は、国際Bライセンスへの降格更新を認める。」については、「1) 国際Aライセンス更新の場合：国際Aライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前<b>36ヵ月以内</b>に次の1) または2) のいずれかを満たした者は、国際Bライセンスへの降格更新を認める。」とする措置を適用させていただきます。</p> <p>1) 「J A F の公認レースにおいて<b>10回以上</b>の競技会出場実績がある者。」については、「J A F の公認レースにおいて<b>6回以上</b>の競技会出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。</p> <p>2) 「J A F の日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに<b>7回以上</b>の競技会出場実績がある者。」については、「J A F の日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに<b>4回以上</b>の競技会出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。</p>
限定国際ソーラー	<p><b>更新にかかる措置については、別途お知らせいたします。</b></p>
公認審判員B3級所持者でB2級への申請	<p>JAFスポーツ資格登録規定第11条1の1) に定める「B3級取得後、申請に先立つ<b>24ヵ月以内</b>にJ A F 公認の競技会で<b>5回以上</b>の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。」については、「B3級取得後、申請に先立つ<b>36ヵ月</b>以内にJ A F 公認の競技会で<b>3回以上</b>の当該役務の執行を行い、J A F 認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。</p>

公認審判員B3級所持者でA2級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条2の1)に定める「B3級取得後、申請に先立つ <b>24ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会で <b>7回以上</b> （うち <b>レース2回以上</b> を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。」については、「B3級取得後、申請に先立つ <b>36ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会で <b>4回以上</b> （うち <b>レース1回以上</b> を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。
公認審判員B2級所持者でB1級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条3の1)に定める「B2級取得後、申請に先立つ <b>24ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会でラリーまたはスピード競技において <b>6回以上</b> （うち <b>準国内競技の監督2回以上</b> を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。」については、「B2級取得後、申請に先立つ <b>36ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会でラリーまたはスピード競技において <b>4回以上</b> （うち <b>準国内競技の監督1回以上</b> を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。
公認審判員B2級所持者でA2級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条4の1)に定める「B2級取得後、申請に先立つ <b>24ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会で <b>レース2回以上</b> の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。」については「B2級取得後、申請に先立つ <b>36ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会で <b>レース1回以上</b> の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。」の何れかの措置を適用させていただきます。
公認審判員B1級所持者でA1級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条5の1)に定める「B1級取得後、申請に先立つ <b>24ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会で <b>レース3回以上</b> の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。」については、「B1級取得後、申請に先立つ <b>36ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会で <b>レース2回以上</b> の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。」の何れかの措置を適用させていただきます。
公認審判員A2級所持者でB1級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条6の1)に定める「A2級取得後、申請に先立つ <b>24ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会でラリーまたはスピード競技において <b>4回以上</b> （うち <b>準国内競技の監督1回以上</b> を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。」については、「A2級取得後、申請に先立つ <b>36ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会でラリーまたはスピード競技において <b>2回以上</b> （うち <b>準国内競技の監督1回以上</b> を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。」の何れかの措置を適用させていただきます。
公認審判員A2級所持者でA1級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条7の1)に定める「A2級所持者でA1級へ申請する者は、A2級取得後、申請に先立つ <b>24ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会で <b>レース3回を含む6回以上</b> の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。」については、「A2級所持者でA1級へ申請する者は、A2級取得後、申請に先立つ <b>36ヵ月以内</b> にJAF公認の競技会で <b>レース2回を含む4回以上</b> の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。」の何れかの措置を適用させていただきます。